

ユニフォーム規程

最終改定日：令和2年8月26日

第1条 〔目的〕

本規程は、一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下、「Vリーグ機構」という）が主催する公式試合（以下、「公式試合」という）に参加するチーム（以下、「チーム」という）が着用するユニフォームに関する事項を定めることを目的とする。

第2条 〔チームの義務〕

- (1) チームは、公式試合において選手全員に同じ型式・デザイン（広告等を含む）のユニフォームを着用させなければならない。ただし、リベロ・プレーヤーが着用するユニフォームはその限りではない。
- (2) チームは、公式試合において予めVリーグ機構が指定したユニフォームカラーを遵守しなければならない。
- (3) チームは、公式試合で着用するユニフォームのデザイン画（写真の提出を認める）、ならびに現物をVリーグ機構に提出しなければならない。Vリーグ機構は、チームより提出されたデザイン画および現物を本規程第3条から第12条に照らし確認を行い、必要に応じてチームに改善を指示する。
- (4) 前項のVリーグ機構による確認は、デザイン画についてはチームが所属するディビジョンの開幕日の4ヵ月前まで、実物については1ヵ月前までに完了しなければならない。ユニフォーム広告についてはシーズン中の変更を認めるが、都度Vリーグ機構の確認を受けなければならない。
- (5) チームは、公式試合において選手に「ユニフォーム使用計画」に定めたユニフォームを着用させなければならない。

第3条 〔ユニフォーム〕

ユニフォームには、シャツ、ショーツおよびソックスを含む。

第4条 〔色と種類〕

- (1) チームは、ユニフォームのうちシャツとショーツの一式を、異なる色で2種（ファーストユニフォームとセカンドユニフォーム）以上用意する。ユニフォームの色は、シャツとショーツ各々について1色（メインカラー）が65%以上を占めていることとし、異なる色のユニフォームのメインカラーは対照的な色でなければならない。
- (2) リベロ・プレーヤーは、チームの他の選手と明確に判別できる対照的な色のユニフォームを着用しなければならない。
- (3) 前項の条件を満たしている場合、リベロ・プレーヤーがホームゲームでビジター用（またはその逆）のユニフォームを着用することを認める。
- (4) 審判は、選手がユニフォームを適正に着用しているか確認し、不適正な場合は改善を命ずることができる。

第5条 [選手番号]

- (1) 選手番号は0～99番とし、「Vリーグ機構登録規程」に基づきVリーグ機構に登録する。なお、シーズン途中の変更は認めない。
- (2) ユニフォームのうちシャツとショーツには、選手番号が明確に表示されていなければならない。
- (3) 前項の選手番号は明確に判別することができる色で表示し、そのサイズは次のとおりとする。
 - ①シャツ背部 中央に、高さ15cm以上、字幅2cm以上
 - ②ショーツ 前面に、高さ4～6cm、字幅1cm以上
- (4) 前項に加え、シャツの胸部に選手番号を表示することができる。この場合、サイズは規定しない。

第6条 [選手名]

- (1) シャツの背部には、選手名または通称を表示しなければならない。
- (2) 選手名のサイズは、高さ6～8cmとし、字幅は0.5cmを下回ってはならない。
- (3) 選手名はアルファベットで表記し、直線的に表示しなければならない。
- (4) 登録名とは異なる表記で選手名を表示する場合は、事前にVリーグ機構へ申請し承認を得なければならない。

第7条 [チーム名]

シャツには「Vリーグ機構登録規程」に基づき登録されたチーム名、チームのニックネームまたはロゴマークのいずれかを付けなければならない。

第8条 [Vリーグマーク]

- (1) シャツには、Vリーグマークを付けなければならない。
- (2) Vリーグマークの表示場所は、原則として背部中央上部とする。
- (3) 前年度DIVISION1優勝チームは、Vリーグマークに代えて、別途定めるチャンピオンマークを付けなければならない。

第9条 [マニファクチャーロゴ]

ユニフォームには、最大30cm²のマニファクチャーロゴをシャツとショーツの各1箇所、ソックスの左右各々の内側と外側に付けることができる。ただし、Vリーグ機構が協賛・公認等の各種契約に基づき指定した場合、チームは従わなければならない。

第10条 [ショーツの股下寸法と形状]

- (1) ショーツの股下寸法は、男子30cm以内、女子25cm以内とする。
- (2) 前項の基準を満たす場合、ショーツの形状は問わない。
- (3) ショーツの形状をスコート状にする場合、アンダースコートの色はスコートと異なる色も可とし、第4条1項に定める色の割合に含まない。

第11条 [スポンサーロゴとユニフォーム広告]

- (1) ユニフォーム、サポーターおよびアンダーウエア等への、スポンサーロゴや広告の表

示に関する事項は、「ユニフォーム等の広告に関する規程」に定める。

- (2) チームは、前項の表示について、事前にVリーグ機構へ「試合用ユニフォームの スポンサーロゴ・広告等掲出許諾申込書」を提出し、承認を得なければならない。
- (3) 試合会場となる施設の使用規程により、広告掲載料が発生した場合は、当該チームがその実費を支払う。

第12条〔トレーニングウェア〕

- (1) チームのトレーニングウェアには、チームのロゴマークを付けなければならない。選手名・選手番号は付けることが望ましい。また、ズボンにも選手番号を付けることが望ましい。
- (2) マニファクチャーロゴ、スポンサー・ロゴおよび広告については、第9条および第11条を準用する。

第13条〔改正〕

本規程の改正は、運営会議の発議に基づく理事会の決議により、これを行う。

附 則

- 1. 本規程は、2018/19 シーズンから適用する。

<改定履歴>

平成19年9月6日	平成19年9月6日の理事会にて第8条④項(2006/07シーズン限定のルール)を抹消
平成20年7月31日	平成20年7月31日の理事会にて第2条「使用義務」を「チームの義務」に改め、デザイン段階でVリーグ機構に届け出て規程どおり製作されているかのチェックを受けることを追加した。
平成21年7月8日	平成21年7月8日の理事会にて第10条「マニファクチャーロゴ」をFIVBルール改正に伴い変更。本条は2009/10シーズン以降、新たにユニフォームを作成する場合について適用する。
平成23年6月13日	平成23年6月13日の理事会にて下記を変更・追加した。 第10条「マニファクチャーロゴ」について、「JVAが公認しているメーカーに限り」の文章を抹消し、「協賛契約において規制される場合は、従わなければならない」に変更。 第11条「型」についてFIVB規制を原則とするとしていたのを見直し、「シューズの股下」規制を制定した。 第14条「シューズについて」の規制はなくし、「アンダーウェア」の規制に変更する。
平成25年8月29日	平成25年8月29日の理事会にて第2条①項「型式」を「型式・デザイン(広告なども含む)」に改め、規程上の「型式」の解釈を明確化した。また、「リベロ・プレーヤーの着用するユニフォームはその限りではない」旨を追加した。

- 平成 26 年 11 月 19 日 平成 26 年 11 月 19 日の理事会にて第 1 条本規程が V リーグ機構準加盟チームにも適用される旨を記載。また、第 8 条の V リーグマークについて、準加盟チームは V リーグマークに代えて、V リーグ機構が指定するマークをつけなければならない旨を追加。
- 平成 30 年 11 月 21 日 平成 30 年 11 月 21 日の理事会にて下記を変更した。
準加盟制度の廃止に伴い、第 1 条の準加盟チームに関する記載を削除した。
第 5 条「選手番号」について登録可能範囲を「1～99 番」から「0～99 番」に変更した。
リーグ再編成に伴い第 2 条 4 項の「リーグ」を「ディビジョン」に、第 8 条 3 項の「プレミアリーグ」を「DIVISION1」に変更。
- 令和元年 7 月 17 日 令和元年 7 月 17 日の理事会にて、第 10 条「ショーツの股下寸法」の上限を男子は 15cm から 30cm、女子は 10cm から 25cm に変更した。また、第 2 項としてショーツの形状に関する規定を追加した。
- 令和 2 年 8 月 26 日 令和 2 年 8 月 26 日の理事会にて、第 10 条「ショーツの股下寸法」の条文見出しを「ショーツの股下寸法と形状」に変更し、ショーツをスコート状とする場合、スコートとアンダースコートを異なる色としても良い旨を追加。